

調布市地域防災計画（令和6年修正）に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和6年9月5日（木）～令和6年10月4日（金）
- (2) 周知方法 令和6年9月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階総合防災安全課，公文書資料室，各図書館・各公民館・各地域福祉センター，
みんなの広場（たづくり11階）市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階），神代出張所
- (4) 意見の提出方法 氏名，住所，御意見を記入し，直接又は郵送，FAX，Eメールで市役所総合防災安全課課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数：35件（8人）

＜提出意見の内訳＞

全般に対する意見	7件
震災編 第1部「総則」に対する意見	3件
震災編 第2部「施策ごとの具体的計画」に対する意見	12件
震災編 第3部「災害復興計画」に対する意見	0件
震災編 第4部「東海地震事前対策（南海トラフ地震事前対策）」に対する意見	0件
風水害編 第1部「総則」に対する意見	0件
風水害編 第2部「災害予防計画」に対する意見	4件
風水害編 第3部「災害応急・復旧対策計画」に対する意見	2件
火山編 第1部～第3部に対する意見	0件
資料編に対する意見	2件
その他意見	5件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
全般	1	<p>調布市の地域防災計画においては、各課題に対する具体的な対策を講じることが重要です。</p> <p>特に「災害時協力井戸」のさらなる推進、自治会やマンション管理組合との連携強化、地域防災組織間の役割重複の解消は、すでにある施策や組織をベースにアップデートすることで実現可能で、大規模災害に直面した際の対応力を向上させるために不可欠な施策です。</p> <p>これらの対策を導入することで、生活水の確保や初動対応が円滑に行われ、地域住民への支援が迅速かつ効果的に行われる体制を整えることが可能です。</p> <p>今後もこれらの課題を解決し、市民の安全と安心を確保するため、調布市の地域防災計画を改善・強化していくことが望まれます。</p> <p>これにより、災害時に市民が安心して避難でき、迅速な支援が受けられる体制が整うことが期待されると思います。</p>	<p>いただいた御意見の内容を踏まえ、震災編第2部第12章第5節、第2部第10章第5節に市民・事業所における対応に記載している「防災用井戸」の表記を「災害時協力井戸」に修正いたします。</p>
全般	2	<p>資料編と併せれば千数百ページある新たな計画案を現行案との差異も示さずに、日々生活を送る一般の市民にわずか1ヶ月でコメントを求めるのは無理があると思う。パブリックコメントのタイミング、期間設定などは適切と考えているのか。またなぜ、市民向けに説明会などを開催しなかったのだろうか。</p> <p>＊地区協議会向けの説明会で、30分程度の説明を聞いたが、かなりの駆け足でどうも全体を理解できるものではなかった。</p> <p>私には全体を見る時間が無かったので、全体的なことのみについて意見を提出する。</p> <p>全体の構成が判りにくい。本案は震災編が中心にあり、付加的に風水害編などがあるような構成である。条々の内容を見ると、何が震災固有で何が共通事項か判りにくい。共通部分・震災固有部分・風水害固有部分・・・と整理すべきではないか。</p>	<p>今回の修正では、東京都地域防災計画の構成に合わせて計画の章立ての修正を行っております。</p> <p>今後、パブリックコメントを行う際には、市民の皆様がより分かりやすく確認いただけるよう努めてまいります。</p>
全般	3	<p>全体のボリュームが膨大で、案をボンと置いてあってもどこが修正されたのか分かりません。修正箇所が分かるようにしてパブリックコメントを募集すべきだと思います。</p>	<p>今回の修正では、東京都の地域防災計画の修正や社会情勢の変化を踏まえた修正を行っています。東京都の地域防災計画との整合性を図るため計画の章立てを東京都に合わせたことや東京都の新たな被害想定への対応や過去の災害から得られた教訓を盛り込んだため大きく内容を修正しました。</p> <p>今後、パブリックコメントを行う際には、市民の皆様がより分かりやすく意見ができるよう努めてまいります。</p>
全般	4	<p>調布飛行場の活用方法は何処にあるのか見つからないです、何処に規定したのかとどのように活用するのか教えてください。</p>	<p>震災編第2部第4章第5節において、調布飛行場は、東京都における他県等からの緊急物資等を受入れ、一時保管、地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点とする広域輸送拠点として位置づけています。</p>

全般	5	細かいことが沢山記載されており、いざというときに私達には読み切れないです。簡潔に分かるものを作って欲しいです。	別途、修正のポイントや市民の皆様にご取組んでいただきたいことなどを簡潔に整理した地域防災計画概要版の作成を予定しております。
全般	6	各避難所での実務的な避難所マニュアルの作成方法はどこに規定されたのでしょうか。市役所総合防災安全課、学校等避難所施設管理者、避難所開設担当者、地域市民が協働で作成する必要があると思います。	震災編第2部第9章第5節において、避難所の管理運営が円滑に行われるよう、事前に「避難所運営マニュアル」を作成し、管理運営の基準や方法を定めておくものとするを記載しております。 また、避難所運営マニュアルの作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄りそうためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、自治会や地区協議会等の地域団体とも連携し、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めることを記載しております。
全般	7	調布市は、令和元年東日本台風での教訓を活かし、浸水対策や避難支援体制を強化する必要があります。 本コメントでは、情報伝達の改善や防災教育の充実、地域特性に応じた対策、さらに集合住宅住民に対する公平な支援体制の構築を提案しました。特に、マンション管理組合との連携を強化し、住民全員が適切な情報を受け取り、緊急時に必要な支援を受けられる体制を確立することが重要です。 今後も、ハードおよびソフト両面からの取り組みを進め、地域全体での防災体制の充実を目指すべきです。	いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

震災編 第1部「総則」

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第2章 調布市の地勢の概要 第3章 被害想定	8	大地震の被害予測について（質問、要望） 多摩東部直下地震が発生すると、仮に震源が調布より15km西の地下45kmだとすれば調布市のほぼ真下の地震といえるので液状化の起こりやすい横揺れよりも突き上げるような縦揺れが強いと思われそうですがどうでしょうか。このような多摩東部直下地震の特性を考慮した、調布市の震度6弱と6強地区別の被害予想を示してほしい。または地形別（武蔵野面、国分寺崖線延長帯、立川面、多摩川低地の地形別）の災害予想と警戒点を示してください。（要望）	震災編第1部第2章において、市域の地盤の地震に対する特性を示しております。また、震災編第1部第3章において、多摩東部直下地震が発生した場合の市内の震度分布図や被害想定、震災編第2部第3章第1節において、多摩東部直下地震が発生した場合の液状化危険度分布を示しております。 いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。また、被害想定はあくまでも一定の前提条件のもとに算出した定量的な被害結果であることから、想定結果がすべてとせず、日々できることから対策を進めてまいります。

<p>第5章 複合災害への対応</p>	<p>9</p>	<p>インフラ復旧と複合災害に関する課題と対策 課題: ・ インフラ復旧の遅れと複合災害のリスク 能登半島地震の数ヶ月後に発生した台風では、下水道インフラが未復旧のため、仮設住宅が浸水し、洪水被害が拡大しました。 この事例は、調布市でも複合災害のリスクを考慮したインフラ復旧計画の必要性を示しています。 対策: ・ インフラ復旧の優先順位設定と計画的な修復 地震後のインフラ復旧計画では、下水道や排水設備の修復を最優先に位置付け、洪水や浸水のリスクを最小限に抑えるための排水能力向上を進める。 また、仮設住宅の設置場所を慎重に選定し、浸水のリスクが低い場所を確保する。 ・ 防水・耐洪水対策の強化 仮設住宅や避難所に対しても、防水シートの設置や排水溝の整備など、防洪対策を講じる必要があります。 特に、台風や大雨による洪水リスクが高い地域では、事前に排水設備やポンプを整備し、被害を最小限に抑えるための対策を講じる。</p>	<p>複合災害への対応につきましては、震災編第1部第5章第1節、第2節で記載しております。 今後は、複合災害も念頭に置き、様々なリスクシナリオを想定した業務継続に向けた対応の検討や訓練の実施、先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定や都市基盤施設の整備・耐震化及び防水・耐洪水対策の強化などの防災・減災対策について検討してまいります。 いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>第5章 複合災害への対応</p>	<p>10</p>	<p>複合災害への対応 課題: ・ 地震後の複合災害リスク 能登半島地震後の台風による洪水被害のように、地震後に発生する台風や大雨、火災などの複合災害が被害を拡大させるリスクがあります。 特に、インフラが未復旧のまま新たな災害が発生すると、被害がさらに深刻化する可能性があります。 対策: ・ 複合災害に備えた計画の強化 調布市では、地震後に台風や大雨が発生する可能性を想定し、複合災害に対応できるようなインフラ復旧計画を強化します。 特に、下水道や排水設備の早期復旧を優先し、洪水や浸水のリスクを軽減する体制を整えます。 ・ 防災インフラの整備と複合災害対応訓練 市内の防災インフラ（排水設備、河川整備など）の耐久性を高めるとともに、複合災害を想定した避難訓練を定期的の実施します。 また、住民が複数の災害に対して柔軟に対応できるよう、災害時の行動マニュアルを普及させることが重要です。</p>	<p>複合災害への対応につきましては、震災編第1部第5章第1節、第2節で記載しております。 今後は、複合災害も念頭に置き、様々なリスクシナリオを想定した業務継続に向けた対応の検討や訓練の実施、先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、都市基盤施設の整備・耐震化・防水・耐洪水対策の強化などの防災・減災対策について検討してまいります。 いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

震災編 第2部「施策ごとの具体的計画」

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第2章 市民と地域の防災力 向上	11	<p>自助・共助に関する課題と対策 課題:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自助・共助の不十分さ <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災では、初動対応において個人および地域の防災活動が不十分であったため、多くの犠牲者が発生しました。調布市でも市民一人一人の自助能力向上と、地域での共助の体制強化が必要です。</p> <p>対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の充実 <p>学校や地域での防災訓練を定期的実施し、住民が防災知識を身に付け、迅速に行動できるようにする。 また、自治会やマンション管理組合など地域の防災リーダーを育成し、共助の体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教育の推進 <p>市民向けに防災意識を高める教育プログラムを提供し、家庭や地域での備えを進めるように促す。 また、災害時の初動対応マニュアルを全家庭に配布し、日常的な備えを奨励する。</p>	<p>発災時の公助には限界があり、自助・共助の底上げが重要な課題であると考えております。</p> <p>防災訓練の充実においては、震災編第2部第2章第5節において、市民、防災市民組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていくことや、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施することなどを記載しています。</p> <p>防災教育の推進についての御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>第2章 市民と地域の防災力 向上</p>	<p>12</p> <p>地域防災組織の役割重複と連携不足 課題: ・自治会・マンション管理組合・地区協議会・防災市民組織間の役割重複と連携不足 調布市内には、自治会、マンション管理組合、地区協議会、防災市民組織など、複数の組織が存在していますが、それぞれの目的や役割が重複する部分があり、現状ではそれらの組織が相互に連携しているわけではありません。 災害発生時には、これらの組織間で活動の重複や情報伝達の遅延・漏れが生じ、混乱を引き起こす懸念があります。 対策: ・組織間の明確な役割分担と連携の強化 地域防災組織間での役割分担を明確にし、重複した活動が発生しないように事前に調整を行います。 これには、定期的な会合や訓練を通じて、各組織が互いに情報共有し、災害発生時に迅速かつ的確に連携できる体制を構築することが含まれます。 また、統一された災害対応マニュアルの策定により、役割の曖昧さを解消し、災害対応時の混乱を防ぎます。 ・防災リーダーの役割強化と横断的な調整役の配置 自治会やマンション管理組合、防災市民組織における防災リーダーの役割を強化し、各組織間の連携を促進するため、横断的な調整役を配置します。 これにより、組織間の情報伝達がスムーズになり、活動の重複や抜け漏れが防止され、災害時の対応力が向上します。</p>	<p>震災編第2部第2章第5節において、地域による共助の推進や、マンション防災における自助・共助の推進、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施することなどを記載しています。 また、震災編2部第9章第4節において避難所運営におけるマニュアルの作成及び訓練について記載しております。避難所マニュアルは既に整備されていますが、今後、近年の災害対応を踏まえた東京都の「避難所管理運営の指針」が修正されることから関係団体の皆様と協力しながら避難所マニュアルの修正に取り組んで参ります。</p>
---------------------------------	--	--

<p>第2章 市民と地域の防災力 向上</p>	<p>13</p>	<p>行政職員の登庁困難時における対応と自治会等との連携強化 課題: ・ 行政職員の登庁困難時におけるリスク 大規模災害時には、行政職員も被災し、登庁が困難になる場合が想定されます。 この場合、行政の初動対応が遅れる可能性があり、災害時の救援や避難所運営、災害廃棄物の排出などに大きな支障をきたすリスクがあります。 対策: ・ 自治会・地区協議会・マンション管理組合との事前取り決め 行政職員の登庁が困難な場合に備え、あらかじめ自治会、地区協議会、マンション管理組合などと連携し、災害時に各組織が主体的に判断・実行できるような体制を整備します。 これには、各組織の役員会が「待ちの姿勢」とならず、主体的に行動できるように事前に災害対応マニュアルや判断基準を策定し、役員やリーダーに訓練を行うことが含まれます。 ・ 自治体と地域組織の協力体制の強化 行政と自治会やマンション管理組合との連携を強化し、災害時に互いに協力し合える体制を構築します。 これにより、初動対応が迅速に行われ、被災者の支援や避難所の運営が円滑に進むことが期待されます。 ・ 役員会への災害対応訓練の実施 自治会やマンション管理組合の役員に対して、災害時の行動指針や役割分担を明確にするための訓練を実施し、災害時に迅速に対応できるよう準備します。 これにより、行政からの指示を待たずに自主的な判断が可能となり、被災者支援が遅滞なく行われます。</p>	<p>市職員の登庁が困難な場合における市の対応としては、地域防災計画の修正に伴い、業務継続計画（震災編）の改定、業務継続計画（風水害編）の策定を行い、特に発災時における非常時優先業務の絞り込みなどにより、災害応急対策活動の実効性を高める予定です。 いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>第2章 市民と地域の防災力 向上</p>	<p>14</p>	<p>避難時の持ち出し品の例として、男性15kg、女性10kgとしていますが高齢者等の要配慮者には無理だと思えます。</p>	<p>震災編第2部第2章第5節において、主な非常時持出品は、「男性では15kg、女性では10kgまでが目安とされています。」と記載しておりますが、これは非常時持出品の上限として目安を示しています。 非常時持出品に入れるものは、性別や年齢、家族構成などにより一人ひとり異なります。各自が避難時に最低限必要なものであり、かつ持参できる分量のご用意をお願いいたします。</p>

<p>第6章 情報通信の確保</p>	<p>15</p>	<p>情報のデジタル化に関する課題と対策 課題: ・ 停電や通信インフラ被害による情報伝達の遅延 大規模災害では、停電や通信インフラの破壊により、デジタル情報が活用できなくなる可能性があります。特に災害発生直後の初動対応において、情報伝達が遅れることは支援活動に大きな影響を与えます。 対策: ・ 非常用電源とアナログ情報伝達手段の併用 停電に備えて、自治体や避難所に非常用電源を確保し、無線機や衛星電話などのアナログ通信手段も併用する体制を整備する。また、災害時に防災無線や広報車、掲示板などを利用し、住民に確実に情報が届くようにする。 ・ 通信インフラの早期復旧計画の強化 通信インフラの被害を最小限に抑え、災害後の迅速な復旧を進めるために、通信事業者との協力体制を事前に整備し、移動式基地局の設置やWi-Fiスポットの早期設置ができる体制を強化します。 また、通信インフラ復旧の優先順位を明確にし、被災者支援や救助活動に影響が出ないように迅速に対応できるような計画を策定します。</p>	<p>震災編第2部第4章第5節において、市施設の停電対策を記載しております。市の施設は、自家発電機や無停電電源装置等による停電対策を講じています。 本庁舎や災害対策本部を開設する調布市文化会たづくりにおける電気設備、非常用発電設備等の概要は、震災編第2部第5章第5節に記載しております。 いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>第9章 避難者対策</p>	<p>16</p>	<p>昨今の災害で大きな被害が出ている地域もある中で調布市は最近トイレをクラウドファンディングで資金を集めています。これはすごく良いことだと思いますが、私は主に3つのことを「車中泊」の項目に入れてほしいです。 ・ エコノミー症候群になる人が多いので、避難所の張り紙に「エコノミー症候群にならない方法」の張り紙を掲示する(運動する、マッサージ、水分を取るなど)その上で避難所に看護師や教師がいれば車中泊をしている人たちにエコノミー症候群にならない方法を教えることで予防できるのではないかと。 ・ 避難所の中で過ごすことができない人(知的障害や精神障害など)の配慮のために避難所にテントや机、ベンチを置くブースを作るのはどうか。障害持ちの人は特に避難所に行くことが難しい人が多く、少しでも楽に避難所にいられる配慮が必要である。 そのために大容量ポータブル電源を配備し、災害時の通信環境を備えた上で心地よい避難生活を送ることが望ましい。</p>	<p>震災編第2部第9章第5節において、市は、車中泊の避難者に対する健康対策として、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を呼びかけることを示しております。 各避難所において、テントや発電機・蓄電池の備蓄はしておりますが、発電機・蓄電池は、各個人への電源としての使用は想定していないため、障害のある方が一般の避難所でテント避難等により避難生活を送ることはご負担が大きいと考えています。そのため、今回の計画改定において、福祉避難所を一般の避難所と同時に開設し、発災直後から要配慮者を福祉避難所に受け入れられるよう体制の見直しを行っております。また、一般の避難所に要配慮者が避難された場合も、障害の状態や心身の健康状態を考慮し、必要性の高い要配慮者から優先的に福祉避難所等へ移送することとしております。 キャンピングカーにつきましては、現在配備予定はありませんが、より良い避難所環境の構築に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>

		<p>・医療従事者や要支援者、知的障害や精神障害の人のためにキャンピングカーを配備する。キャンピングカーにはトイレやシャワー、ベッドやIHコンロ、水回りなど生活できる車になっているため、医療従事者のための休憩スペースや要支援者の避難場所として使える。</p> <p>知的障害や精神障害の人に関しては、家族と一緒にいないと避難できない人、一人で避難所にいると周りの目が気になって声を出してしまったり体が動いてしまったりすることがある人もいる。そういった人のためにキャンピングカーを配備することで人目を気にせずに生活できることや、プライバシー確保、さらに冬にはFFヒーターを動かすことで低燃費で車内で過ごせる。夏はエアコンを動かすことでクーリングシェルターにもなる。ソーラーパネルがついてるキャンピングカーもあるのでそこから電気も取れる。この5つのことを含め、キャンピングカーは非常に優れている。</p> <p>・キャンピングカーをクラウドファンディングで資金を集め、配備するのはどうか。トイレカーを含め、プライバシー確保や障害持ちの人たちの観点から配備するのが望ましい。</p> <p>以上3つの意見を調布市に提出します。</p>	
第9章 避難者対策	17	<p>避難所においては身体的弱者も多数いることから、調布市立施設以外で避難所を開設する際は敷地内禁煙とするよう、含めてほしい。</p>	<p>受動禁煙防止の観点から、市の指定する避難所敷地内は、全面禁煙としています。さらに、市では独自の条例で学校及び児童福祉施設等の敷地に隣接する路上も禁煙にするなど厳しい受動喫煙防止対策を行っています。</p> <p>協定先の民間の施設を避難所とする場合は、協定に基づく施設の範囲のみを使用することとなり、その範囲において喫煙場所の確保はしていません。</p>
第9章 避難者対策	18	<p>救援物資の受付に当たり、タバコを救援物資として持ち込まれるケースがあるが（それは往々にしてタバコ産業・タバコ販売事業者の意をうけて災害の機会に喫煙率を高めようとする事業者の意図である）、喫煙は災害時のストレス解消になるどころか、却ってストレスを高め、心身の健康を害する結果になるため、タバコは救援物資として受け付けず、届いても配布せずに破棄する旨を計画に明記してほしい。</p> <p>明記ができなければ、運用マニュアル等に記載するか関係者に周知してほしい。</p>	<p>市からタバコを救援物資として要請することはありません。</p> <p>タバコが義捐物資として届くことは考えられますが、破棄等の対応を規定することは考えておりません。</p> <p>いただいた御意見の内容につきましては、関係者に周知させていただきます。</p>

<p>第9章 避難者対策</p>	<p>19</p> <p>共助強化策（一時集合所の充実策要望、特に事業者との共助） 地域防災計画案について不足に感じるのは共助、つまり住民の自助と公助の中間に位置する地区住民達による共助（防災、救助、避難、復興活動）に関しては具体的な指針が記載されていないように思います。 大規模地震が発生した場合、個々人が安全を確保し、住居や職場の被害確認、火元確認、電源遮断、家族や従業員の安否確認などの自助活動の次に、近所の安否確認ののち、一時集合場所に集合し次の行動の判断をすることになります。救助が必要な場合は（防災組織があれば防災組織による）救助救出活動を行うこととなります。消防車などの公的救助部隊は、発生直後の数時間は個人の住宅地域には対応できないと思われれます。住民の持っている器具を使って住民による救助、救出、消火活動を行うことになると思います。自治会、防災組織等にとって一時集合場所があれば、安否確認、被災者の救助、要支援者の支援、そして避難者・在宅者・車中泊者等の状況把握を行い、関係各所と連絡し、避難所にまとまって移動するなど、次の行動を判断する前線基地となると思います。この一時集合場所指定は今回の地域防災計画案の目玉施策だと思えます。案によると、一時集合場所は「避難所へ避難する前に、近隣の住民が一時的に集合して安否確認や情報交換・避難の判断、避難する際の集団形成等をする場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する 地域住民の生活圈と結びついた公園、農地、空地等の空閑地等をいう。場所の指定に関しては、地域の実情を考慮し、近隣住民・自治会など各々で決めることとする。」と定義されています。一時集合場所をあらかじめ定め、最低限の機材を備え、集合救助等の訓練を重ねることは、防災組織と並んで重要だと思えます。</p> <p>提案は、一時集合場所を各自治会や防災組織ごとに設けることの明記と、上記定義に加え、災害発生直後、住民たちで行える救出、救助、消火の拠点、防災用具等の保管の機能を加えること、並びに一時集合場所の指定（特に事業者）と装備充実、維持管理を市の支援として行ってほしい。一時集合場所に事業者を指定した場合、住民と事業者による防災活動（共助の訓練等）が図れるよう計画に組み入れては如何でしょうか。</p>	<p>震災編第2部第2章第4節において、事業所の到達目標として、地域に対し一時集合場所の提供や物資提供など地域への共助体制を強化することを記載しております。また、震災編第2部第9章第5節において、避難時は、一時集合場所に集まり、防災市民組織や自治会を中心とした安否確認等の効果と指定避難所への避難までの流れを記載しています。</p> <p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
----------------------	---	--

災害発生時の住民サイドに最も近い前線基地の機能を加えることにより、より実効性のある防災体制ができると思います。一時集合場所は、集会所や学校や公園などの公共施設がすでにあるところはそれらを指定すればよいが、公共の場所がないところは、事業所や農地、空き家などを指定できれば良いと思います。我々、北の台第二自治会防災部会は、避難所、広域避難場所にやや離れており、要支援者を相当抱えていることから一旦一時集合場所に集合し、避難の可否を判断してから避難所に誘導することになると思います。自宅避難や自宅近くでの車中泊など多様な避難者が出ると思いますが、自治会や防災組織単位で状況把握し行動をすることが必要だと思います。ただ、現在は一時集合場所になるような集会所や学校などの公共施設は残念ながらありません。一方、周辺にJAXXAや海上技術研究所、消防検定所等の事業所があります。交渉次第であるが可能であれば一時集合場所に指定できないかと思っています。私事で恐縮ですが13年前の東日本大震災、福島第二原発事故の発生直後の1、2週間、栃木県の当時私が管掌していた事業所を被災者の受け入れ場所にしようと、事業所のある自治体と協調して準備したことがあります。事業所に避難者を受け入れ、食事や入浴は自治体の施設を利用することにしました。実際は放射能除染ができないため県境を越えらず、また福島県内に避難するところが多かったので県をまたいでの避難者は押し寄せませんでした。工場や研究開発施設などの事業所には結構余裕のある敷地施設を持っています。大半の事業所はすでに防災計画、体制を整えていると思います。周辺住民や環境に配慮した事業経営がなされていると思います。事業者は、万一の時に一時集合場所にすることや指定や周辺住民との防災活動を協調して行うことをうたった地区防災協定を締結することに大きな抵抗はないと思います。今回の地域防災計画制定を機に、事業者と住民と一緒に防災を行う、いわゆる共助の推進を図る仕組みを市の方針として明示してもらいたいと思います。（要望）

<p>第6章 情報通信の確保</p> <p>第9章 避難者対策</p>	<p>20</p>	<p>情報伝達に関する課題と対策 課題: ・ 情報伝達の遅れや不平等 東日本大震災や熊本地震では、災害情報が住民に適切に伝わらず、避難が遅れたり、誤った行動を取ったりするケースが多発しました。 特に在宅避難者に対する支援物資や情報提供の遅れが課題となりました。 対策: ・ 情報伝達手段の多様化 防災無線、スマートフォンアプリ、SNS、地域の掲示板など、多様な情報伝達手段を活用し、すべての住民に確実に情報が届く仕組みを導入する。 また、外国人住民向けの多言語対応や、聴覚・視覚障がい者向けの対応も強化する。 大多数への情報伝達の効率化により生まれた工数をいわゆる情報弱者(高齢者や低所得者に限らず情報通信機器やサービスを忌避する方も含め)への支援に振り当てることも可能です。 ・ 在宅避難者への情報・支援物資提供の公平化 在宅避難者にも避難所と同様に、支援物資や重要な情報が迅速に提供される仕組みを確立する。 マンションや地域の管理組合と協力して、物資配布拠点を設置するなど、在宅避難者への支援体制を強化する。</p>	<p>令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通が想定されています。こうした想定を踏まえ、平常時に使用している一般電話の通信網だけではなく、災害発生時に備え、メールやSNSを含めた多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要があると考えております。 住民等への情報提供体制につきましては、震災編第2部第6章第5節において、多くの市民の方々に適切な情報を円滑に提供できる体制をこれからも構築していくこと、特に個別ニーズの対応として、要配慮者に対しては、①文字情報による伝達、②音声情報による伝達、③マンパワーによる伝達等、要配慮者の状況に応じ、市からの情報が迅速かつ速やかに伝達できる手段の構築を進めていくことを記載しています。また、外国人の方々には、多言語及びやさしい日本語、ユニバーサルデザインのサイン等での情報提供方法を構築し、調布市国際交流センターと連携して平常時から情報提供を進めていくことを記載しています。</p> <p>在宅避難者への支援につきましては、震災編第2部第9章第5節において、在宅避難者は、近隣の避難所での避難者登録を行うことや、在宅避難の方にも避難所登録を行った避難所を通じて必要な支援を受けられること、マンションや集合住宅にお住まいの方で一定規模の避難者の方が留まられている地域や地区の場合は、近隣の避難所ではなく、マンションや集合住宅を拠点として物資の配布等の必要な支援を実施することを記載しています。</p> <p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>第9章 避難者対策</p> <p>第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進</p>	<p>21</p>	<p>避難所運営に関する課題と対策 課題: ・ 避難所の衛生管理や支援物資の不足 熊本地震では、避難所が過密化し、物資不足や衛生環境の悪化が発生しました。また、女性、高齢者、障がい者など、要配慮者への対応が不十分でした。 調布市でも、同様の問題が発生する可能性が高いため、事前に対策を講じる必要があります。 対策: ・ 避難所の環境整備と支援体制の強化 避難所では、プライバシー確保のための間仕切りや、女性・高齢者・障がい者に配慮した設備の導入が必要です。 さらに、避難所における衛生管理を徹底し、仮設トイレや水道の備えを強化する。また、ペット同行避難やLGBTQ+に配慮した運営方針も取り入れる。 ・ 物資配給の計画的な管理 避難所の物資配給体制を整備し、日常的な備蓄量の見直しや、支援物資の輸送手段を確保する。 また、地域の避難所ごとの物資不足を早期に把握し、優先的に供給できる体制を整える。</p>	<p>避難所の環境整備と支援体制につきましては、震災編第2部第9章第5節において、避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・取組指針」や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮するほか、LGBTQの方々への配慮についても着意し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営することを記載するとともに、プライバシーの確保や妊産婦・母子・乳幼児への配慮といった、避難所における女性、LGBTQの方々の生活環境を良好に保つための具体的な取組事例を記載しています。加えて、避難所の衛生管理の観点から、携帯トイレの拡充や避難所を清潔に保つことの重要性や、ペット同行避難体制づくりを進めることを記載しています。</p> <p>避難所の物資配給につきましては、震災編第2部第10章第5節において、生活必需品等は、備蓄のほか常に取扱い業者と連絡のうえ、市が調達可能数量を把握し、震災時に速やかに排出できるよう、日ごろから救援物資の事前配置又は集荷できるよう計画することを記載しています。</p> <p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>第10章 物流・備蓄・輸送対 策の推進</p>	<p>22</p>	<p>生活用水の確保と「災害時協力井戸」の推進 課題: ・生活用水の確保不足 2024年1月の能登半島地震では、給水管の破損により生活用水の供給が困難となり、被災者の生活環境が悪化しました。 飲料水の支給は円滑に行われたものの、生活用水の不足が課題でした。 調布市でも、同様の給水インフラ被害が発生する可能性があるため、事前の対策が必要です。 対策: ・「災害時協力井戸」のさらなる推進 現在、既存の井戸を「災害時協力井戸」として登録する制度がありますが、これを拡大し、新たに井戸を設置する際に助成金を提供するなど、市内全域で「井戸のメッシュ化」を進めるべきです。 これにより、どの地域でも迅速に生活用水が確保できるネットワークを構築します。 ・非常用給水設備の設置と整備 公共施設や学校に非常用給水タンクや給水車を配備し、災害時に迅速に生活用水を供給できる体制を整える。 また、地域ごとの給水拠点を事前に明示し、住民が水を確保できるルートを確認します。</p>	<p>いただいた御意見の内容を踏まえ、震災編第2部第12章第5節、第2部第10章第5節に市民・事業所における対応に記載している「防災用井戸」の表記を「災害時協力井戸」に修正いたします。引き続き、生活用水の確保に向けた取組を進めて参ります。</p>
------------------------------------	-----------	---	---

風水害編 第2部 「災害予防計画」

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第1章 水防予防対策	23	<p><課題の抽出と改善提案> 避難情報の伝達 課題: 台風19号の際、多くの住民が避難せず、自宅での待機を選びました。アンケート調査によると、避難情報の伝達が遅れたり、適切に伝わらなかったとの指摘がありました。特に、エリアメールや防災無線の利用が中心であったため、情報が届かない住民も存在しました。 改善策: 府中用水や根川に設置された流向計や水位計を活用し、浸水リスクが高い地域の住民にピンポイントでLINEやメールによるプッシュ通知を行うことで、迅速かつ正確な避難情報を提供する体制を強化することが求められます。また、住民への情報伝達手段として、SNSの活用や、防災アプリの普及も推進されるべきです。</p> <p><今後の取組みと改善案> 情報伝達の改善 府中用水や根川に設置された流向計・水位計のデータを活用して、防災メールやLINEを通じたリアルタイムの情報伝達を強化する必要があります。特に、浸水リスクの高い地域には、プッシュ通知を通じて迅速に避難情報を提供する体制を構築するべきです。また、マンション住民に対してはマンション管理組合と連携し、災害情報の伝達や支援物資の配布体制を確立することが重要です。</p>	<p>避難情報の伝達につきましては、風水害編第2部第1章において、令和元年台風第19号の浸水被害を踏まえ、調布幹線等の水路に設置した水位計、監視カメラ、流向計の情報を調布市防災河川情報ポータルサイトによりインターネット上で公開しており、水位上昇時の監視体制を強化することを記載しております。</p> <p>市民の皆様に対しましては、ホームページ、SNS、防災行政無線、調布FM、調布市防災・安全情報メールなどの多様な広報媒体を活用して情報伝達を行うこととしております。</p> <p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
第1章 水防予防対策	24	<p><課題の抽出と改善提案> 逆流防止対策 課題: 多摩川の水位上昇に伴い、台風19号の際に逆流が発生し、調布市内で内水氾濫が生じました。しかし、その後、逆流防止ゲートが設置され、排水設備の遠隔操作も完了していますが、さらなる改善が必要です。 改善策: 設置済みの逆流防止ゲートや遠隔操作の排水設備に対し、定期的なメンテナンスと点検を行うことで、常に万全な体制を保つことが重要です。また、職員の訓練を充実させ、緊急時に迅速な対応ができるようにするための体制強化が必要です。</p>	<p>風水害編第2部第1章第1節において、令和元年台風第19号の再度災害防止に向け、雨水幹線に流入する流入防止ゲートの設置や調布排水樋管の遠隔操作化などのハード対策や、水位情報、カメラ映像の配信やハザードマップの更新などのソフト対策、下水道浸水被害軽減総合計画を策定するなどの諸計画のとりまとめに加え、マイタイムライン作成など自助・共助の取組を進め、市と市民が一体となって対応を図ってきたことを記載しております。</p> <p>また、同じく風水害編第2部第1章第1節において、多摩川水系につきましては、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、溢水のあった無堤区間の堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施することを記載しております。</p> <p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>内水氾濫と河川管理 課題: 台風19号による内水氾濫は、排水不良が原因で発生しました。多摩川の水位低減には河道掘削が行われましたが、将来的には川底に土砂が再び堆積し、水位上昇のリスクがあるため、継続的な管理が必要です。</p> <p>改善策: 京浜河川事務所に対して、定期的な河道掘削を行うよう働きかけることが重要です。</p> <p>これにより、川底の土砂堆積を防ぎ、内水氾濫のリスクを低減させることが可能です。</p> <p>また、市内の排水路管理体制を強化し、内水氾濫に備えた監視システムを強化することが必要です。</p> <p><今後の取組みと改善案> 浸水被害軽減対策の強化 調布市では、逆流防止ゲートやポンプ施設の設置、排水設備の遠隔操作化が完了しており、これらの対策により浸水被害軽減が図られています。</p> <p>今後は、河道掘削や樹木の伐採を定期的にも実施し、河川管理を強化するとともに、既存施設のメンテナンスや運用体制の強化を図る必要があります。</p> <p>また、京浜河川事務所に対して定期的な河道掘削を要請し、長期的に多摩川の水位を低減させる取組みを進めることが重要です。</p>	
<p>第1章 水防予防対策</p>	<p>25</p> <p><課題の抽出と改善提案> 防災教育と地域特性の考慮 課題: 調布市は北部が高台、南部が低地となっており、地域特性に応じた防災教育が不足しています。</p> <p>アンケート調査でも、防災マップや「マイ・タイムライン」の活用が進んでいないことが指摘されています。</p> <p>改善策: 高台に住む市民には雨水浸透ますの設置を推奨し、低地に住む市民にはマイ・タイムラインの作成や早期避難行動を促す教育が重要です。</p> <p>また、防災ワークショップの開催や、実践的な避難訓練の充実を図り、住民が自主的に災害に備える意識を醸成することが求められます。</p> <p><今後の取組みと改善案> 防災教育の地域特性への対応 調布市の地形に応じた防災教育を推進するため、高台の住民には雨水浸透ますの設置を推奨し、低地の住民にはマイ・タイムラインの作成や早期避難行動を促す取組みを行います。</p> <p>具体的な防災ワークショップや地域での講習会を開催し、住民が自ら防災計画を立てられるようにサポートすることが求められます。</p> <p>また、自治会や地区協議会と連携を強化し、住民の防災意識を高めるためのプログラムを展開することも重要です。</p>	<p>市では、ハザードマップの更新や、マイタイムライン作成など自助・共助の取組を進めているところですが、引き続き周知啓発に努めてまいります。</p> <p>雨水浸透施設につきましては、風水害編第2部第1章第1節において、市は、現在、雨水流出抑制対策として、公共施設・各家庭の排水設備・民間の宅地開発等にあたり雨水浸透施設の設置を進めていること、また、今後は都の河川整備の状況等を踏まえた下水道の整備や、雨水浸透施設の設置を継続するとともに、公園や校庭への雨水貯留施設の設置検討や透水性舗装による道路整備の推進など、総合的な治水対策の観点から取組を促進していくことを記載しております。</p> <p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>第6章 避難行動要支援者への支援体制の整備</p>	<p>26</p>	<p><課題の抽出と改善提案> 高齢者や障害者への支援体制 課題: 高齢者や障害者は避難行動を取ることが困難であり、避難が遅れる傾向があります。 地域コミュニティ（自治会や地区協議会）との連携が不十分で、実効性が欠けているという指摘もあります。 改善策: 自治会や地区協議会との連携を強化し、具体的な避難支援計画を策定する必要があります。 要配慮者向けの避難場所や移動手段の確保を進め、地域全体で支援体制を構築します。 また、マンション住民については、マンション管理組合との連携を強化し、避難計画を策定することが重要です。</p>	<p>風水害編第2部第6章において、避難行動要支援者への支援体制の取組の現状、これからの取組について記載しております。 いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
----------------------------------	-----------	---	--

風水害編 第3部 「災害応急・復旧対策計画」

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第2章 情報の収集・伝達	27	大雨時の避難のよびかけが、高齢者に伝わるよう対策していただきたい。 町内のスピーカーでは雨音で聞こえない。ネットを使わない人もいる。	防災行政無線は、一度に多くの市民へ情報を伝えることができる利点がある一方、荒天時は放送内容が聞き取りづらくなることは認識しております。そのため市では、多様な情報伝達手段の拡充に努めております。 災害時においては、防災行政無線による情報提供のほか、テレビや調布FMによる情報提供、消防車両による巡回放送、消防団や調布消防ボランティアを介しての情報提供等も合わせて行ってまいります。
第6章 避難者対策	28	<p><課題の抽出と改善提案> 集合住宅住民の在宅避難と支援の公平性 課題: 集合住宅住民には在宅避難が推奨されていますが、避難所に避難した住民と比べ、情報伝達や災害トイレの利用、食料・飲料水の配布などにおいて不平等が生じるリスクがあります。 改善策: 在宅避難者に対しても避難所と同等の支援が行われるよう、マンション管理組合との連携を強化し、在宅避難者の位置情報を把握し、災害物資の配布や情報伝達の仕組みを確立することが求められます。 また、マンション管理組合は自治会と異なり、加入率が100%であるため、住民全員と効果的に連絡が取れる点を活用し、管理組合を自治会と同様に扱うなどの対応を検討することが重要です。</p> <p><今後の取組みと改善案> 避難所体制の強化 避難所の混雑を緩和し、すべての住民が平等に支援を受けられるように、避難所の運営体制を見直します。 特に集合住宅に居住する住民が在宅避難する場合でも、避難所に避難する住民と同等の情報や支援が得られるような仕組みを整備します。 これには、在宅避難者に対する定期的な情報提供や、必要に応じて食料や飲料水の配布を行う計画を含めるべきです。</p>	風水害編第3部第6章第9節において、在宅避難者は、近隣の避難所での避難者登録を行うことや、在宅避難の方にも避難所登録を行った避難所を通じて必要な支援を受けられること、マンションや集合住宅にお住まいの方で一定規模の避難者の方が留まっている地域や地区の場合は、近隣の避難所ではなく、マンションや集合住宅を拠点として物資の配布等の必要な支援を実施することを記載しています。 いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

資料編

案	No	御意見等の概要	市の考え方
資料編	29	資料編P7の「災害時臨時離着陸場候補地」の確保面積とP46の「ヘリコプター発着可能地点一覧表」の発着場面積が大きく乖離していますが何故でしょうか。又それぞれの根拠を教えてください。	災害時臨時離着陸場候補地は、東京都地域防災計画から抜粋しているものです。一方「ヘリコプター発着可能地点一覧表」は避難所となる市立小中学校の校庭及び大町スポーツ施設のグラウンドを面積として記載しています。

資料編	30	資料編P44の「自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地一覧表」によると各避難所の体育館となっています。災害派遣は重要なことであり、活動していただく自衛隊のみなさんの宿泊場所を確保することも大切なことです。しかし、避難者も体育館に避難するので競合します。どのように対応するのか明確にする必要があると思います。	震災編第2部第5章5節に「市内避難所と重複していますので避難者の状況に応じ自衛隊と調整しつつ選定する」こととしています。
-----	----	---	--

その他

案	No	御意見等の概要	市の考え方
その他	31	大地震発生時の火災は、調理器具等の火だけでなく、喫煙者が火のついたタバコを手放し、落としたタバコから引火することによる火災も多数発生する。 たとえば、調布市民の喫煙率約12%、喫煙時間（火のついたタバコを持っている時間）を5分、調布市民の人口を24万人とすると、立っているられないほどの大きな地震が発生した際に火のついたタバコを持っている喫煙者は、2400人も調布市内にいることになる。2400人の多くが火のついたタバコを落として火災につながる可能性がある。 そのため、防災のためには、耐震計画とあわせて喫煙率を低下させることや、禁煙区画を増やし喫煙所を減らしていくことが重要である旨、貴部署ならびに関係者に本計画とあわせて周知をお願いしたい。 必要であれば、私も啓発に協力したい。	路上喫煙やポイ捨て禁止対策、喫煙率の低下対策等については、災害対策に関わらず取り組むべき事項であると考えています。 いただいた御意見の内容につきましては、関係部署ならびに関係者に周知し、今後の取組の参考とさせていただきます。
その他	32	自助（防災装備）の強化策について（提案） 住民の防災対策についての啓蒙活動をはじめ、すでに行政主催の防災訓練等が行われており、特に小中学校の避難訓練や防災教育は効果を上げていくと思いますのでこのまま続けてもらいたい。各家庭の防災対策としては飲料水や食料の備蓄は、共稼ぎ家庭が多いことやコロナ禍の経験もあって、数日分保有しているようです。一方、地震時の家具転倒によるケガや火災対策はいまいちの感があります。防災用品は調布市が斡旋していますが、多くの市民は知らないのではないのでしょうか。市報にカタログを載せるとか、一定額を補助する（自転車ヘルメットのように）などの促進策を考えてもらいたい。（要望） 自助の強化策としてのもう一つ（防災計画案に対する提案ではなく、市政への提案かもしれませんが）次のことを提案したいと思います。 調布市のふるさと納税返礼品として、消火器や防災用品セット、または市長と過ごす避難所一泊体験等を提案します。防災器具は使うかどうかかわからないものに金をかけるのをためらっている面もあるので、ふるさと納税対象品にして、個人の防災装備の充実促進ができると思います。また、避難所体験は市の防災活動のプレゼンテーションにもなり、より一層の防災意識向上を図ることができると思います。（提案）	御意見にあるとおり、「総合防災訓練」や「調布市防災教育の日」を引き続き実施し、市民の皆様が災害時に適切な対応を行えるように取り組んでまいります。また、防災用品の斡旋につきましては、別途作成を予定しております。地域防災計画概要版への掲載を予定しております。 ふるさと納税返礼品に対していただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
その他	33	ボランティアセンターは、市役所は総合体育館になっているが、社会福祉協議会もボランティアセンターになっているので場所が相当に離れています。連携をどのように行うのでしょうか。	ボランティアセンターにつきましては、市が総合体育館に設置するボランティアセンターの運営について協定を締結している社会福祉協議会が実施することになります。

その他	34	「空気を大切に。」 「しぜんを大切に」	いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
その他	35	火の使い方を幼児から習い始めましょう。 火の使い方、たき火、ガスコンロなど「生きていく方法」を子どもの時から教育しましょう。 生きていくための火の使い方、マッチ、ライターの使い方など	いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。